

【国民年金保険料免除制度・猶予制度の詳細】

(令和6年3月1日時点)

■保険料免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年の所得（1月～6月までに申請する場合は前々年の所得）が一定額以下の場合や失業したなどにより、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請を行うことで、保険料の納付が免除となります。

免除の種類は、「全額・4分の3・半額・4分の1」があり、保険料免除の期間は、年金の受給資格期間に算入されますが、保険料を全額納付した時に比べて、将来の老齢基礎年金が少なくなります。その減額された年金額を補うために、「追納制度」があります。

・保険料免除の承認の基準（所得基準）

申請者本人、申請者の配偶者、世帯主のそれぞれが次のいずれかに該当する人

免除の種類	所得基準 (前年の所得 ※1月～6月までに申請する場合は前々年の所得)
全額免除	((扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円) 以下の場合
4分の3免除	(88万円 + 扶養親族等控除額 (※1) + 社会保険料控除額等 (※1)) 以下の場合
半額免除	(128万円 + 扶養親族等控除額 (※1) + 社会保険料控除額等 (※1)) 以下の場合
4分の1免除	(168万円 + 扶養親族等控除額 (※1) + 社会保険料控除額等 (※1)) 以下の場合

※1 「扶養親族等控除額」と「社会保険料控除額等」は、年末調整や確定申告で申告された金額となります。

・地方税法に定める障害者およびひとり親の場合、基準が変わりますので、詳細は年金事務所や市区町村役場にお問い合わせください。

■保険料納付猶予制度

20歳～50歳未満の人に限る制度です。就業が困難あるいは失業などで、保険料を納めることが困難な時に申請し、所得などの審査を受け、承認されると、その期間の保険料の納付が猶予されます。

納付猶予の期間は、年金の受給資格期間に算入されますが、将来の老齢基礎年金額は計算されません。計算されなかった年金額を補うために、「追納制度」があります。

- ・保険料納付猶予の承認の基準（所得基準）
- ・申請者本人が50歳未満で、「申請者本人」、「申請者の配偶者」のそれぞれが次のいずれかに該当する人

所得基準
((扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円) 以下の場合

*申請する納付猶予の前年の所得にもとづいて審査されます。

■法定免除

障害基礎年金（または障害厚生年金・障害共済年金）の1級・2級を受けているときや生活保護法による生活扶助を受けているときなどは、届出により保険料の全額が免除されます。

■対象者

20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生、無職の方（国民年金第1号被保険者）

■申請方法

申請手続きには年金手帳、本人確認ができるもの、前年の所得状況など添付・確認書類が必要になります。詳細については、年金事務所やお住いの市区町村役場の相談窓口等でおたずねください。

■申請時期

該当する場合には、速やかに申請を行ってください。

申請日より、原則2年1か月前までさかのぼって申請できますが、申請が遅れることで障害年金等を受け取ることができなくなる場合もあります。

■よくある質問（Q&A）

Q1：障害厚生年金3級の方は、法定免除になりますか。

A1：法定免除になりません。法定免除の対象者は、障害年金1、2級を受けている方です。
障害年金1、2級の方は、届出により保険料の全額が免除されます。

Q2：保険料が免除された期間は、どのように年金額が計算されるのですか。

A2：通常の年金額の3分の1の額になります。因みに、所得が得られるようになり年金額を増やしたい場合は、10年間であれば遡って保険料を納めることができます。

参考：日本年金機構ホームページ